

## 平成十九年政令第七十六号

株式会社産業再生機構法第四十五条第一項  
の政令で定める割合を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年  
法律第二十七号）第四十五条第一項の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法第四十五条第一項の  
政令で定める割合は、百分の百・四八とする。

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。